

困難な問題を抱える女性への支援に関する計画策定について

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律とは

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化した。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律として令和4年5月に成立、令和6年4月1日施行となる。

2 計画

第8条第3項において、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されている。今回の法律の対象者は年齢関係なく「困難な問題を抱えている女性」になるため、本市においては、すでに策定されているDV防止計画（第2次熊本市男女共同参画基本計画と一体となって策定）やこども、高齢、福祉等の計画と連携を行っていくもの。

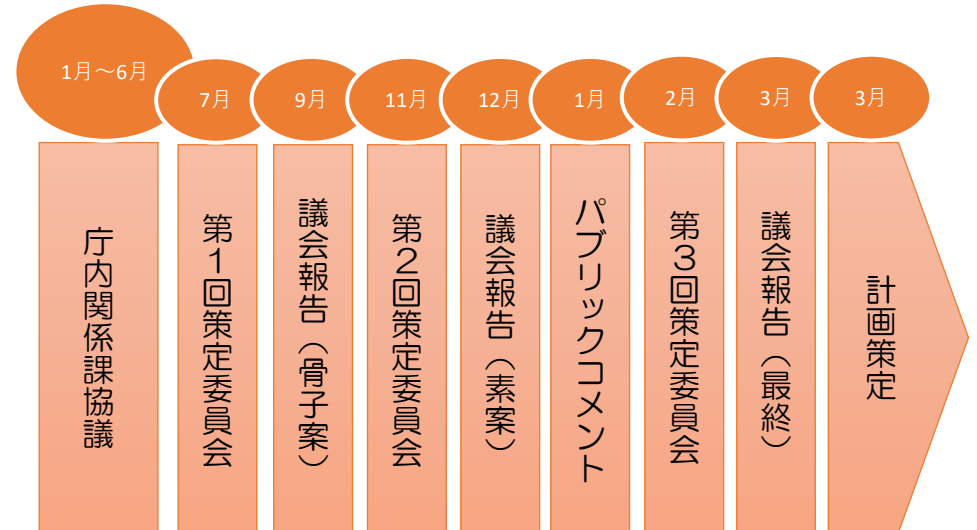
3 策定委員会の必要性

この法律の対象者は非常に広範となっていることから、様々な分野の意見や助言を必要としており、福祉や司法、現在支援を行っている民間団体などの分野から委員として構成し、策定に係る協議等を実施する。

4 策定委員会

選任分野	選任理由
学識経験者	専門的知識からの助言
福祉	女性支援現場からの助言
司法	法的知識からの助言
医療	医療現場からの助言
保健	保健現場からの助言
民間団体	女性支援現場からの助言
行政	各種事業実施からの助言

5 スケジュール



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法から脱却**させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築**。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ **教育・啓発**

■ **調査研究の推進**

■ **人材の確保**

■ **民間団体援助**

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒ **官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**



■ **国・自治体による支弁・負担・補助**

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続